

## 果樹産地再生支援事業

### ① 農機導入

- 【事業内容】 果樹作業の軽減のための下記機械等導入に係る費用の一部を助成します。  
【対象者】 市内で果実を生産販売する個人及び農業法人等  
【補助対象】 高所作業車、乗用草刈機、オートモア、SS、運搬車、選果機、電動剪定鋏、花粉交配機、かん水設備、樹木粉碎機  
【補助率】 1/3以内（1,000円未満切り捨て）、上限30万円  
※5万円以上が対象

申込期限：5月8日（金）

### ② 生産資材導入

- 【事業内容】 果樹の樹体、ぶどう棚、もものセンターポール等に使用する支柱やおうとうの足場に耐久性の高い単管パイプや木柱を導入する費用、簡易的な防風設備の設置に係る費用の一部を助成します。  
【対象者】 市内で果実を生産販売する個人及び農業法人  
【補助対象】 ①樹体または果樹棚に使用する木柱（直径約60mm以上）、木柱用の防腐塗料、石板等、センターポール、足場用単管パイプ（直径48.6mm以上）  
※本体のみ。ただし、枝吊り式とする場合は必要な資材も補助対象。  
②防風網の設置に必要な資材（柱・ネット・針金等）。  
※ネットの張り替えも対象となります。  
【補助率】 1/3以内（100円未満切り捨て）  
横手モデル（要問合せ）は上限なし、横手モデル以外は、上限20万円  
【注意点】 令和8年度から納品検査を実施します。

申込期限：9月30日（水）

### ③ 圃場改良

- 【事業内容】 健全な果実の栽培に必要な土壌改良材や、有機たい肥の導入に係る費用の一部を助成します。  
【対象者】 市内で果実を生産販売する個人及び農業法人等  
【補助対象】 ①土壌の酸性化を改善する資材（アルカリ成分概ね50%以上）  
②有機たい肥「ニュースーパーコン」  
③業者等に委託して散布した場合の委託費用又は散布機械の借上料  
※共同防除組合、農協果樹部会のみ対象となります。  
【補助率】 1/2以内（100円未満切り捨て）

※10月頃に詳細について通知発送予定です。

### ④ 品質向上

- 【事業内容】 花粉と石松子の購入に係る費用の一部を助成します。  
【対象者】 市内で果実を生産販売する個人及び農業法人等  
【補助果実】 りんご、洋なし、もも、ぶどう、おうとう  
【補助率】 1/3以内（100円未満切り捨て）  
【申込先】 JA秋田ふるさと果樹課 ☎23-6266 Fax45-2061